

「情報開示に関するセミナー(第2部)」参加企業の募集について

平成23年4月に優良産廃処理業者認定制度が創設され、優良基準に適合する旨の都道府県知事等の認定(優良認定)を受けた者は、一律5年とされていた産業廃棄物処理業の許可の有効期間が7年となり、許可証に「優良」の記載が追加されることとなりました。

優良産廃処理業者の認定を受けるためには、「ISO14001又はエコアクション21の認証を受けていること」、「インターネットでの情報公開」等の優良基準を満たす必要があります。

このため、石川県では産業廃棄物処理業者の優良認定の取得を支援するため、優良基準のひとつである「インターネットでの情報公開」についてのセミナーを一般社団法人石川県産業資源循環協会へ委託して開催します。今年度のセミナーは2部構成としており、第1部では優良産廃処理業者認定制度について講義を行いました。第2部では、産廃情報ネット「さんぱいくん」を用いて、入力方法等の講義を行います。

つきましては、優良認定を受けようとする産業廃棄物処理業者の皆様方は、この機会を積極的にご活用されるようご案内します。

1. 内容

[第2部]

- (1) 日時 令和3年10月8日(金)、10月22日(金)
各回13時30分～16時30分(※2回とも継続して受講する必要があります。)
- (2) 場所 (株)石川県IT総合人材育成センター セミナーA室
(金沢市鞍月2丁目1番地 石川県地場産業振興センター内)
- (3) 受講料 無料
- (4) 対象 石川県又は金沢市の産業廃棄物処理業の許可を有する事業者の方
- (5) 駐車場 石川県地場産業振興センターの駐車場を利用してください。

2. 留意事項

- (1) 本セミナーは、インターネットでの情報開示を支援するものであり、優良認定を保証するものではありません。産業廃棄物処理業の許可取得年月日や、その他の優良基準への適合状況によっては、優良認定を受けられない場合があります。
- (2) 本セミナーの受講料は無料ですが、優良認定申請に係る諸費用は、自己負担となります。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスクの着用にご協力願います。

3. 申し込み先、問い合わせ先

(一社)石川県産業資源循環協会 ☎076-224-9101
(金沢市尾山町9番13号 金沢商工会議所会館内)

※別紙「受講申込書」により、令和3年9月24日(金)までに必要事項を記入し、FAX(076-224-9102)にてお申し込み下さい。

4. 定員

10名(受講者は1事業者につき最大2名までとさせていただきます。)

※定員になり次第締め切らせていただきます。

5. 事前準備

第2部では、産廃情報ネット「さんぱいくん」を用いて、入力方法等の講義を行いますので、10月8日までに産廃情報ネット「さんぱいくん」ユーザー登録をお願いします。

(ユーザーID、パスワードの発行には1週間程度かかります。)